

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に基づく 都市ガス料金の値引きについて

2025年6月19日
袋井ガス株式会社

1. 概要

袋井ガス株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」(以下、「本事業」)に基づき、都市ガス料金の値引きを行います。

なお、**値引き適用にあたりお客さまによるお申し込み等の手続きはございません。**

<都市ガス料金の計算方法>

対象期間中は毎月値引き単価を反映した従量料金単価にて算定いたします。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \left[\begin{array}{l} \text{従量料金} \\ \text{従量料金単価} \\ \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整による調整額} - \text{値引き単価} \end{array} \right] \times \text{1ヵ月の} \\ \text{ご使用量}$$

2. 適用期間

2025年7月使用(8月検針)分～2025年9月使用(10月検針)分

3. 対象となるお客さま

袋井ガスの都市ガスをお使いのお客さま

※年間契約数量 1,000 万 m³ 以上のお客さまは対象外

4. 値引き単価(税込み)

都市ガス	2025年7月使用(8月検針)分 及び 2025年9月使用(10月検針)分	2025年8月使用(9月検針)分
		8.0 円/m ³

5. 値引き額等のご確認方法

値引き単価は、検針票(ご使用量のお知らせ)、請求書等にてご確認いただけます。

【検針票イメージ】

2025年 7月分 ご使用量のお知らせ(検針票) 料金番号 様 (供給地点特定番号)		ガス料金等のお支払いについて			
		●料金は口座振替によるお支払いとなります。			
このお知らせではコンピュータ及び金融機関でのお支払いは出来ません	ガス使用量	m ³	請求予定金額	円	
	検針日	ご使用期間	(内ガス料金分消費税等相当額)		
	今回指針		基本料金	●このお知らせにより弊社の係員が	
	前回指針		従量料金	料金を申し受けることはありません。	
	ご使用量(m ³)		リース料金等		
	当月適用単価(円/m ³) A 217.8		(実際の請求金額と異なる場合がございます)		
			ご使用量(m ³)	翌月基本料金	翌月従量単価
◇お客さまへお知らせ◇ ガスの点検員、集金員等と称し訪問する者がいます。不審な点があれば身分証明書の提示を求めて下さい。 政府の支援のよりガス料金は8円/m ³ の値引きがされています。		袋井ガス株式会社 0538-42-8410			
検針員					

6. 問い合わせ窓口

●【本事業に関するお問い合わせ】

* 経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

電話番号: 0120-013-305

受付時間: 全日 9:00~17:00(年末年始を除く)

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) をご覧ください。

●【上記以外のお問い合わせ】

ご使用量や料金の算定方法等がわからない場合や、ご契約いただいている料金プランの確認等については、下記連絡先までご連絡ください。

袋井ガス株式会社 0538-42-8410

(受付時間: 月曜日~金曜日 8:30~17:00)

※年末年始(12月29日~1月4日)・5月1日を除く